

大阪市障がい者施策推進協議会専門部会の活動状況

(1) 障がい者計画策定・推進部会

平成 29 年 5 月 2 日 第 1 回ワーキング会議

- ・ 次期計画の全体構成について
- ・ 次期計画「第 1 部 総論」について

平成 29 年 5 月 26 日 第 2 回ワーキング会議

- ・ 「第 2 部 第 1 章 共に支えあって暮らすために」について
- ・ 「第 2 部 第 4 章 地域で学び・働くために」について

平成 29 年 6 月 12 日 第 3 回ワーキング会議

- ・ 「第 2 部 第 5 章 住みよい環境づくりのために」について
- ・ 「第 2 部 第 6 章 地域で安心して暮らすために」について

平成 29 年 7 月 25 日 第 4 回ワーキング会議

- ・ 「第 2 部 第 2 章 地域での暮らしを支えるために」について
- ・ 「第 2 部 第 3 章 地域生活への移行」について

平成 29 年 8 月 8 日 第 5 回ワーキング会議

- ・ 「第 3 部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」について

平成 29 年 8 月 22 日 第 6 回ワーキング会議

- ・ 次期「障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（原案）」のとりまとめについて

平成 29 年 9 月 25 日 第 1 回障がい者計画策定・推進部会

- ・ 「第 4 期障がい福祉計画」の進捗状況について（報告）
- ・ 次期「障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（素案）について

(2) 地域自立支援協議部会（大阪市地域自立支援協議会）

平成 29 年 9 月 8 日 第 1 回大阪市地域自立支援協議会

- ・ 各区地域自立支援協議会の活動状況について
- ・ 障がい者基幹相談支援センターの業務状況について
- ・ 各区障がい者相談支援センターの自己評価について
- ・ 指定相談支援事業の実施状況について
- ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
- ・ 障がい者相談支援体制について
- ・ 地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 区地域支援調整チームからの意見に関する回答について

(3) 発達障がい者支援部会

平成 29 年 9 月 11 日 第 1 回発達障がい者支援部会

- ・ 発達障がい者支援センター事業実施状況について
- ・ 発達障がい者支援施策の実施状況等について
- ・ 次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
- ・ その他（切れ目のない支援の引継ぎの仕組みづくり）

(4) 障がい者差別解消支援地域協議部会

平成 29 年 9 月 13 日 第 1 回障がい者差別解消支援地域協議部会

- ・ 平成 28 年度障がい者差別解消にかかる取組状況について
- ・ 平成 29 年度障がい者差別解消にかかる取組方針について
- ・ 「次期大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）」の確認

障がい者相談支援体制について（案）

1. 大阪市の障がい者相談支援体制について

平成 24 年度より、各区 1 ヲ所ずつに「区障がい者相談支援センター」、市内 1 ヲ所に「基幹相談支援センター」を設置

区障がい者相談支援センター

福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助など、障がい者福祉に関する各般の問題につき、障がい者やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の相談支援を行う。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援や、相談支援体制強化の取組、相談支援事業者への専門的な指導助言・人材育成、地域の相談機関との連携強化、地域移行・地域定着の取組などを行う。

本市では各区障がい者相談支援センターの統括・後方支援を行うとともに、相談支援専門員に対する研修、ピアカウンセラーの養成・紹介、その他権利擁護のために必要な援助などを行う。

2. 障がい者相談支援を取り巻く課題について

- ・障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス受給者数の増加など支援対象者の増加
- ・施設や精神科病院等から地域生活への移行の一層の推進
- ・福祉課題が複雑化、多様化、深刻化するなか、複合課題への対応のため、高齢分野や生活困窮分野等の他相談支援機関等との施策横断的な連携の増加
- ・福祉課題に的確に対応できる人材の育成、確保 等



地域における相談支援の中核となる区障がい者相談支援センターの担う役割が増加しており、この間の業務を通じてノウハウの蓄積、支援力の向上が図られているが、現行の区障がい者相談支援センターがより一層地域に密着して課題への的確に対応できるような体制の確保が必要

3. 平成 30 年度からの障がい者相談支援体制について

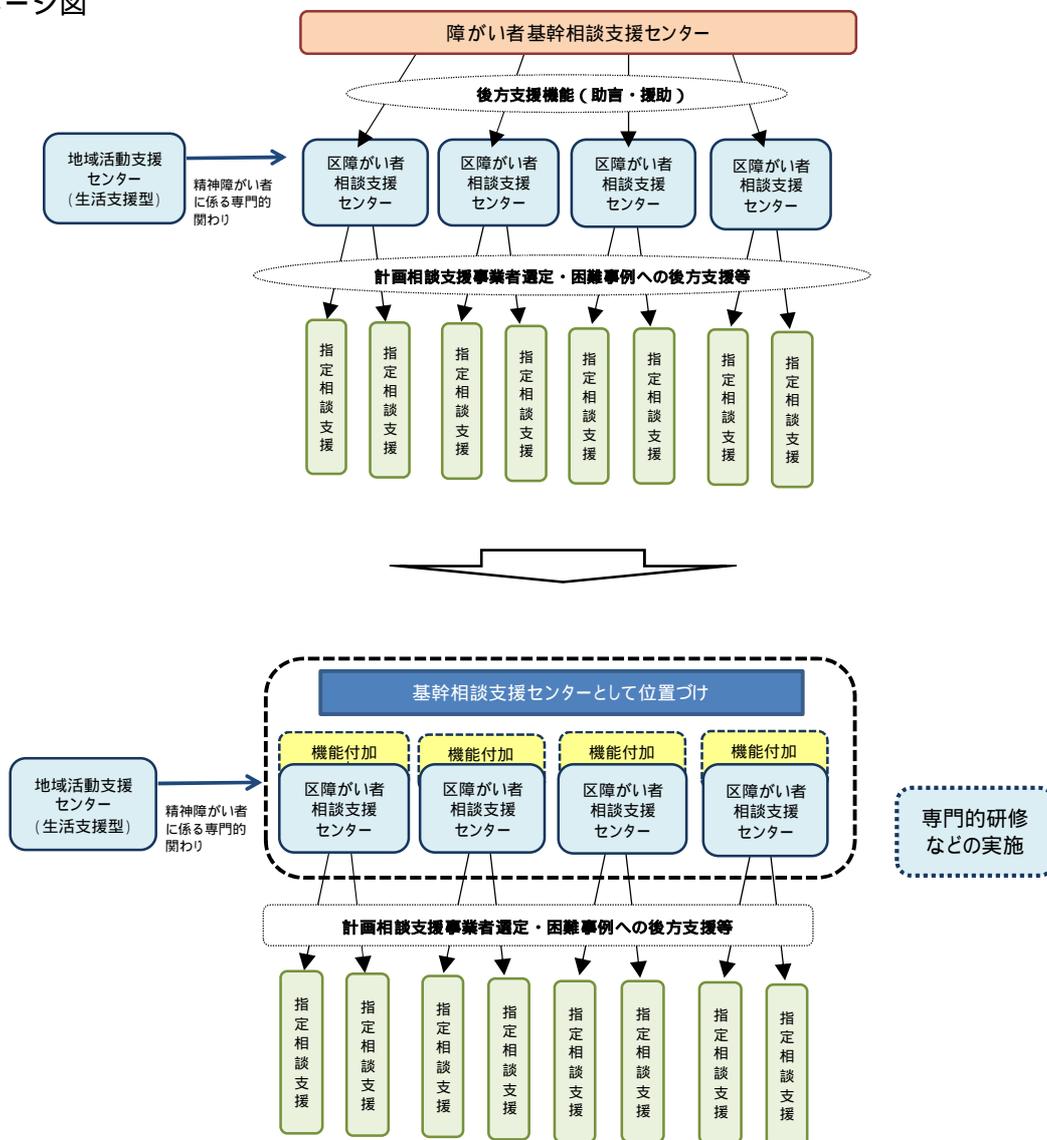
区障がい者相談支援センター

区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、体制強化を図りながら、地域生活支援拠点機能を面的に整備するうえでの中心的な役割を担う。

基幹相談支援センター

これまで基幹相談支援センターが担ってきた、区障がい者相談支援センターの統括・後方支援機能を廃止し、専門的研修業務など集約して行うことが効果的な業務を実施する。

イメージ図

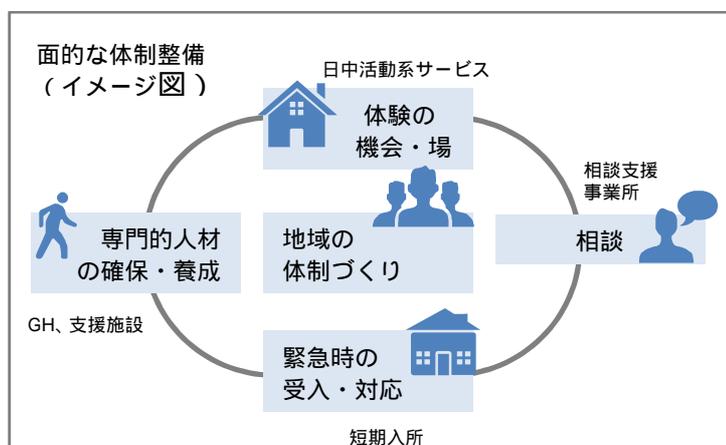


地域生活支援拠点等の整備について（案）

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備。

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）があることから、地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受け入れ・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあたって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門性	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能



<これまでの議論経過>

- ・ 面的な体制整備について検討を進めるにあたり、当面の課題として、サービス事業所等の連携を高めるためのコーディネート機能の充実が必要
- ・ 平成29年度では、1カ所でコーディネート機能を実施し、具体的な業務のあり方を検証

自立支援協議部会やあり方検討会での意見

コーディネートを担える優秀な人材の確保が困難。
優秀なコーディネーターを配置しても、重度障がい者等を受け入れられる事業者がなく、コーディネートできない。
地域ごとに事業所等の違いがあるため、市内1か所だけでなく複数か所すべき。 など

地域生活支援拠点等の整備については、全国的に整備が進んでいない状況を鑑み、国の基本指針の見直しにより、その期限が平成32年度末まで延長された。

< 大阪市の現状 >

- ・ 5 つの各機能に対応するサービス（社会資源等）については一定存在し、現時点でも障がいのある方の地域生活については面的な支援を行っているところであるが、各機関が効果的に連携して支援にあたることができるよう、引き続き現状や障がいのある方のニーズ等を把握し、協議会等で議論を行いながら、障がい者の支援体制の充実・強化を図っていくことが重要。
- ・ 障がい者が地域で生活を継続していくにあたっては、様々なサービスや社会資源等を利用していくこととなるが、その窓口となる機関としては、現行では各区に配置している障がい者相談支援センターが担っている。
- ・ また、各地域（区域）における支援体制に関する課題を協議し、支援関係機関のネットワークを構築することは「地域自立支援協議会」がその役割を担っており、地域自立支援協議会についても、障がい者相談支援センターがその企画運営等に主体的に参画している現状もあることから、地域生活支援拠点の機能としては、障がい者相談支援センターを中心にした支援体制の構築が必要。

< 今後の方向性 >

- ・ これまでの議論では、特に「困難ケース」や「緊急時」における各支援機関の連携や支援体制について、課題があるとの声も多いことから、当面の地域生活支援に必要な機能として、
相談（地域生活への移行、親元からの自立等にかかるものも含む）
緊急時の受入れ・対応
について、障がい者相談支援センターを中心としてよりの確な支援に対応できるような仕組み（体制）のあり方について検討を進めていく。

< 取組み内容 >

- ・ 上記の仕組みを検討するため、「障がい者相談支援センター」「地域活動支援センター（生活支援型）」を対象として、過去（現在）に対応した（している）困難ケース・緊急ケースについて、具体的な内容等をアンケート形式で調査し、内容を集約・分析して、具体的な仕組みづくりに反映させていく。

< アンケート概要 >

・実施期間	平成 29 年 6 月～平成 29 年 7 月
・調査対象	33カ所 > 区障がい者相談支援センター 24カ所 > 地域活動支援センター（生活支援型）9カ所
・回収件数	30件（回収率 91%）
・アンケート内容	別添 1 のとおり
・集計結果	別添 2 のとおり

アンケートにおける主な意見

<相談支援でのコーディネートにかかる課題>

- ・相談支援が行うべき役割を整理、明確化したうえで、きちんとした役割分担が必要
- ・救急や警察、事業所からの要請や、本人等からの連絡により時間外でも緊急の対応が必要
- ・複数の相談員が協働で支援を行うことができるなど、チームアプローチとしての支援が重要
- ・緊急ケースであるとの共通認識をもったうえで、行政（区役所）との連携した支援が重要
- ・高齢施策（地域包括支援センター）等の他分野の機関との連携が重要
- ・相談員について、行動障がいや医療的ケア等に関する知識の習得等のスキルアップが必要
- ・支援が必要な人を早期に把握し、支援につなげるためのアウトリーチが重要
- ・困難課題に対し、共に支援し、具体的なアドバイスや専門的な助言等をしてもらえる仕組みが必要
- ・GHや短期入所等の空き情報がすぐに分かる仕組みが必要
- ・親元からの自立にあたり1人暮らしを体験できる場が不足

<受け皿となるサービス提供事業所等における課題>

- ・GHや短期入所、重度訪問介護のヘルパー等のサービス提供事業者が不足
- ・緊急な短期入所を受け入れることができるよう、空床の確保が必要
- ・行動障がいや触法ケース等に対する専門的知識や経験、スキルをもった事業所が不足
- ・行動障がいのある人等への対応や緊急時に的確に対応できる手厚い人員配置体制が必要
- ・受け皿となった事業所へアドバイスや支援ができる仕組みが必要
- ・地域自立支援協議会等を通じて、一緒に考え、事例共有できる機会、場が重要
- ・新規開設事業所への障がい者支援に関する基礎的な研修が必要

<その他地域で障がいのある人を支えるために必要と感じていること>

- ・行政機関のスキルアップが必要
- ・困難ケース等に対する行政側の積極的な関与が必要
- ・地域における障がいについての理解啓発の推進が重要
- ・区内の資源だけでは限界があり他区との連携、協働が必要
- ・他職種連携など、支援ネットワークの更なる構築が必要

平成30年度から、地域生活支援拠点等に求められる5つの機能について、アンケート等から見えてきた課題に対応するための施策を検討し、順次実施していく

調査票1

障がい者相談支援体制に関するアンケート調査

1 回答者情報

センター名	
回答者氏名	
電話番号	

2 困難ケース等の対応状況

支援方針がなかなか確定できなかった・解決までに相当の労力を要した等、センターとして苦慮したケースについて件数をご記入ください

困難ケースの判断は各センターでの判断で結構です。

	実件数
平成27年度	
平成28年度	

*また困難ケースの詳細について、別紙調査票2にご記入ください(各センター5件まで)

3 親元からの自立(一人暮らし等)への相談対応ケース

・親元からの一人暮らしや、施設・病院等からの地域生活への移行に関して相談対応した件数をご記入ください

	親元からの自立	施設・病院からの移行
平成27年度		
平成28年度		

・親元からの自立や地域生活への移行に関する支援にあたり課題や困難を感じたことがあればご記入ください

--

4 休日・夜間等の対応件数

・休日(土日祝)や夜間等(センター開所時間以外の時間帯)に緊急対応したケースがあれば件数をご記入ください

地域相談支援で対応したケースを除く

	夜間対応		休日対応		平日時間内の対応		休日夜間福祉電話からの引き継ぎケース
平成27年度							
平成28年度							

に計画相談支援として対応したケース、 に委託相談支援として対応したケースの件数をご記入ください

・休日や夜間等に緊急対応することとなった理由についてお教えてください

(例:同居家族が急病となり、本人から緊急な支援対応依頼があったため等)

--

5 地域の体制づくりについて

・地域での支援体制(ネットワークづくり)に関して対応されている件数をご記入ください

	区地域自立支援協議会出席回数	その他地域でのネットワークづくりのための会議回数
平成27年度		
平成28年度		

区地域自立支援協議会以外で地域でのネットワークづくりに関して行っている活動等があればお教えてください

・地域において不足していると考えられる社会資源について教えてください

下記の各社会資源等ごとに、左の欄に（1 たいへん不足していると思う 2 やや不足していると思う 3 やや充足していると思う 4 充足していると思う）を数字で記入し、右の欄にどのような点が足りないかを記載してください

(1~4を記入)		(不足していると考えられる点を記入)
	グループホーム	
	短期入所	
	入所施設	
	日中活動サービス	
	訪問系サービス	
	医療機関	
	相談支援機関	
	サークル活動等	
	その他	

・他区(他地域)の社会資源の把握方法についてあてはまるものに を記入してください

	他区(他地域)の相談支援センターと連携している
	自センターで社会資源の把握をしている
	他区(他地域)の社会資源の把握は困難である
	その他

6 その他

地域で障がいのある方を支えるために特に必要と感じておられる点についてご意見をお聞かせください

ご協力ありがとうございました

相談支援でのコーディネートの課題等

相談支援のコーディネート業務で取り組んだ内容	
コーディネート業務で困難だった内容	
上記を踏まえ必要と感じた仕組み等 (スキル・人員体制・バックアップ機能・制度保障等)	

受け皿となる事業所の課題等

受け皿となる事業所側で取り組んだ内容、準備した支援体制等	
受け皿の支援業務で困難だった内容	
上記を踏まえ必要と感じた仕組み等 (スキル・人員体制・バックアップ機能・制度保障等)	

対応全般を通じて

その他、本ケースの支援を通じて見えてきた課題等	
-------------------------	--

【アンケート取りまとめ結果】

別添2

調査票1概要

	困難ケース 対応件数		親元からの自立 の相談対応		施設病院からの 移行相談対応		夜間対応 (委託相談)		休日対応 (委託相談)	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
平均対応 件数	15.6 件	17.9 件	2.4 件	3.2 件	2.6 件	3.7 件	3.5 件	3.3 件	5.7 件	5.3 件

	区自立支援協議会 出席回数		その他ネットワークの 会議回数	
	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
平均回数	31.6 回	35.1 回	21.0 回	23.8 回

	地域において不足すると考えられる社会資源 (回答センター数)								
	GH	短期 入所	入所 施設	日中 活動	訪問系	医療 機関	相談 支援	サークル 活動	その他
たいへん不足している	26	28	17	8	10	8	15	14	11
やや不足している	3	1	7	14	12	11	9	12	3
やや充足している	1	0	1	3	7	8	6	2	0
充足している	0	0	2	3	0	2	0	0	0

調査票2概要 回答ケース数 123ケース

年齢別

~10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代~	記載なし	計
4	29	26	23	32	7	1	1	123

障がい種別

身体	1 級	2 級	3 級	4 級	不明	計
	0	4	3	2	0	9
知的	A	B	B1	B2	不明	計
	27	1	18	9	10	65
精神	1 級	2 級	3 級	不明		計
	3	40	7	8		58

障がい支援区分別

区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無し(不明)
2	13	28	26	15	25	13

生活形態

独居	家族同居	GH	入所施設	病院	その他
33	63	7	5	12	4

困難要因(本人)

重度障がい	医療的ケア	行動障がい	虐待	触法	その他
26	17	28	16	12	54

困難要因(家族等)

高齢化	病気・入院	関係悪化	虐待	その他
34	24	23	14	50

切れ目のない支援の引継ぎの仕組みづくり

～ 情報共有ツールを活用した仕組み～

現状・課題

成人期まで使える情報共有ツールが無い
所属機関や支援者が変わる際、必要な情報のアンマッチや情報不足により、支援の停滞が起こりがちである
新たな支援者につながっても、障がい特性や支援経過の共有が不十分なため、当事者・家族と支援者間の信頼関係の形成に時間がかかる

めざす姿

当事者・保護者と支援者間、または医療、保育、福祉、教育、就労等の各分野の支援者間で、個々の発達障がいの特性や支援に関する情報、ニーズ等の共有がスムーズに行える「情報共有ツール」がある

各分野の支援者間で、個々の発達障がいの特性や支援に関する情報共有がスムーズに行われ、ライフステージを通じた切れ目のない支援の引き継ぎが行える仕組みがある

取組内容

- 【1】 ライフステージの移行時や支援機関(者)がかわる時に、「発達障がいの特性」「ニーズ」「支援の方向性」などの引継ぎが適切に行われていない(行われている)状況と原因を明らかにする 「他都市への調査」「医療、福祉、教育、就労等の各関係機関への調査」
- 【2】 共有すべき「特性、ニーズ等の情報」「支援内容」を整理し、「切れ目のない支援の引継ぎ」を補完するための「情報共有ツール」を作成する
- 【3】 地域の実情に応じた「切れ目のない支援の引継ぎのための仕組みづくり」を検討する

29年度は、他都市への調査、各関係先への調査を実施し、支援の引継ぎの現状と課題を把握・分析する。
調査結果については、HPを通じて広く公表するなど「支援の引き継ぎの重要性」についての理解促進や意見収集につなげる

スケジュール

【1】 (29年度) : 「支援の引継ぎ状況」・「支援に必要な情報」の調査

【調査先】

当事者・保護者、医療機関、相談機関、福祉サービス事業所、所属校園、企業、民生委員など市民活動支援員、弁護士等司法関係者、区役所 など

【調査方法】

聞き取り、個別送付 など

調査では、支援の引継ぎに関して「上手くいった事例」「上手くいかなかった事例」の収集も行う。

調査を通じた支援の引継ぎの
重要性に関する理解の促進・共有

【2】 (29～30年度) : 「ワーキングチーム」での調査分析

発達障がいのある方に関わる 各機関の実務者等で構成された「ワーキングチーム」を設置し、【1】の調査結果及び他都市の状況を踏まえ課題等を分析する

【3】 (30年度～) : 調査分析結果のHPでの公表・意見収集

【4】 (30年度以降～) : 「ワーキングチーム」での情報共有ツール作成、支援の仕組みづくりの検討

平成 28 年度 障がい者差別解消にかかる取組状況について

1 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会の開催

《第 1 回》 平成 28 年 8 月 26 日（金）

- ・本市における障がい者差別解消のための推進体制について
- ・第 1 回大阪府障がい者差別解消協議会について
- ・本市の取組実績及び予定について
- ・障がい者差別解消法施行後の本市の相談状況について

《第 2 回》 平成 29 年 2 月 14 日（火）

- ・本市における障がい者差別解消の取組み状況について
- ・大阪市の相談窓口における対応状況について
- ・相談窓口で受けた事例に関する意見交換
- ・今後の予定

2 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置

《事業者による差別等》

区役所、区障がい者相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）
大阪市人権啓発・相談センター 計 58 か所

《市職員等による差別等》

各区役所、各局等 計 52 か所

相談対応マニュアルとして「本市における対応の手引き」を策定

3 相談窓口の対応状況

- ・平成 28 年度障がいを理由とする差別に関する相談窓口における対応状況
(相談内容) 相談者の主訴に基づく(同一事案の複数窓口への相談含む)

不当な差別的取扱いに関する相談	35 件
合理的配慮の不提供に関する相談	21 件
環境の整備に関する相談	4 件
その他(要望・苦情等)	9 件

計 69 件
- ・相談窓口における相談対応の類型(対応結果)

4 研修・啓発等

平成 28 年度 障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績

《市民・事業者向け》

- ・障害者差別解消法に関するホームページ作成
- ・市民向け障害者差別解消法啓発講座の実施
- ・医療関係従事者への制度啓発の実施
- ・障がい者総合支援制度における指定障がい福祉サービス事業者等への制度周知
- ・障がいを理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催(内閣府と共催)
- ・民間事業者が実施する研修への協力
- ・相談窓口案内のチラシの作製・配布

《市職員向け》

- ・職員対応要領の策定
- ・全職員あて市長メッセージ発信
- ・各所属における研修の実施
- ・全管理職員(課長代理級以上)を対象とした研修の実施
- ・庁内ポータルサイトでのeラーニングの研修の実施

ほか

平成 29 年度 障がい者差別解消にかかる取組方針について

1 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会の開催

- 《第 1 回》 平成 29 年 9 月 13 日（水）
- 《第 2 回》 平成 29 年 12 月（予定）
- 《第 3 回》 平成 30 年 2 月～3 月（予定）

大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会の役割の確認

【検討課題】

相談事例の集約方法

- ・ 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の不提供」「環境の整備」等の分類基準や判断手法の検討
- ・ 傾聴で終了した事例についても、啓発材料として情報を収集
- ・ 法の対象とならないような案件への対応と集約

相談窓口の対応力の向上

- ・ 相談受付票や報告様式の改善や「相談対応の流れ（仮称）」等作成の検討

相談窓口と関係機関の効果的な連携

- ・ 随時、適切かつ迅速に連携できるような体制やフローの検討
- ・ 障がい者の差別の解消に取り組む事業者が相談しやすい体制の検討

効果的な啓発手法の検討

- ・ 取組が進んでいる事業者や、建設的対話による解決事例の紹介、顕彰

解決困難事例への対応

- ・ 事例検討会の実施（非公開）

2 障がいを理由とする差別に関する相談窓口での対応

- ・ 平成 29 年 4 月～6 月の相談状況（9/8 時点 回答率約 80%）
（相談内容） 相談者の主訴に基づく（同一事案の複数窓口への相談含む）

不当な差別的取扱いに関する相談	8 件
合理的配慮の不提供に関する相談	4 件
環境の整備に関する相談	1 件
その他（要望・苦情等）	5 件
	計 18 件

飲食店での「車椅子お断り」の貼り紙や球場における観覧席等に関する合理的配慮や環境の整備に関する相談 など

3 研修・啓発等

平成 29 年度 障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績

《市民・事業者向け》

- ・障がいのある方や支援者に向けた制度周知
- ・事業者等と連携した研修、啓発事業の実施
- ・障害者差別解消法に関する啓発物の作製、配布

《市職員向け》

- ・あらゆる機会を活用した研修、啓発の実施

ほか

4 相談対応力向上に向けた取組（平成 30 年度に向けて）

- ・障がいを理由とする差別に関する相談体制について
- ・「本市における対応の手引き」の改訂、「相談対応の流れ（仮称）」の作成
- ・相談受付票の改訂
- ・相談窓口職員に対する研修の実施